

28P1-pm324

医療における薬剤師の責務の推移 - 1 患者の自己決定権を尊重した情報提供
○宮本 法子¹, 秋本 義雄², 鈴木 政雄³, 鈴木 順子⁴, 福島 紀子⁵ (1東京薬大薬,
²東邦大薬, ³東京理大薬, ⁴北里大薬, ⁵共立薬大)

【目的】投薬により中毒性表皮壊死症 (TEN) を発症した患者に対して、医師が投薬時の説明義務違反を問われた判例を取り上げ、この裁判で示された投薬時の服薬指導を必要とする要件並びに、患者の自己決定権を重視するために、求められる薬剤師の役割について考察した。

【事件概要】のどの痛みの治療のために A 医院において投薬を受けた患者の顔や胸などに赤い発疹が生じ、薬疹を疑われ B 病院に転院し、前医と同種の薬剤による投薬治療を受け、その後中毒性表皮壊死症 (TEN) と診断された。(浦和地裁平成 12 年 6 月 30 日判決 判例時報 1811 号 105 - 109 頁)

【裁判所の判断】患者に特段の状況がない場合、重篤な副作用発現の可能性のある薬剤の投薬時の説明は、臨床医療の現場における医療水準に照らし、医師の裁量の範囲であると判示し、説明を受けた患者がその薬剤を服用するかどうかは、患者の意思次第であるとした。

【裁判の教訓と薬剤師の役割】この裁判では、説明義務の条件として「患者の希望を十分聴取」し「患者の不安を最小限に止める」という高度な内容を要求し、薬剤師の投薬時の服薬指導に求められる水準はどの程度のものであるべきか、を具体的に提起している。医療チームの一員として薬剤師に求められる服薬指導時のインフォームド・コンセントは、患者の希望を十分に聞き入れながら、状況を説明し、不安感をより軽減できるように行われるべきであろう。また薬物治療の最後に出会う医療者として、自己決定権を尊重しつつも投薬による治療効果確保を支援するための情報提供と、さらに副作用防止情報の提供を心がけなければならないものとする。